

令和2年4月30日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

.....
新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への

連休中の相談業務について
.....

茨木市では、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に苦しむ方に対して、大型連休中に下記のとおり相談業務を実施します。

記

- 1 目的 新型コロナウイルスの感染症の影響で生活に苦しむ方に対して迅速な対応が急務となるため、長期連休中においても相談対応できる体制をとる。
- 2 期間 ◎電話相談 午前8時45分～午後5時15分
5月2日（土）～5月6日（水）の5日間
072-655-2752（生活困窮専用ダイヤル）
5月1日より市ホームページで周知開始

◎窓口相談、申請手続き等 午前8時45分～午後5時15分
5月4日（月）～5月6日（水）の3日間
- 3 場所 茨木市役所南館2階⑩窓口
※南館東側入口及び南館東側エレベーターのみの使用
（エレベーターは2階のみ停止）
- 4 対応課 ・相談支援課（生活困窮者自立支援事業の相談と申請手続き）
・生活福祉課（生活保護の相談）

【問合先】

相談支援課長 竹下綾子
（担当 相談一係 岩本哲志）
電話：072-655-2758

